

社会福祉法人 南知多
【短期入所生活介護】特別養護老人ホーム あい寿の丘
利用料金表

令和 3年 8月 1日

【単位：円】※自己負担分

【基本サービス利用単位】		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
併設型短期入所生活介護費Ⅰ	個室	5,960	6,650	7,370	8,060	8,740
併設型短期入所生活介護費Ⅱ	多床室	5,960	6,650	7,370	8,060	8,740

【単位：円】※自己負担分

【個別加算】				
機能訓練体制加算	120	1日につき	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師を1名以上配置しているとして都道府県に届け出ていること。	
個別機能訓練体制加算	560	1日につき	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	
送迎加算	1,840	片道		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000	1日につき	7日間を限度に算定	
若年性認知症利用者受入加算	1,200	1日につき		
長期利用者提供減算	-300	1日につき		

※対象となった時のみ加算されるもの

【単位：円】※自己負担分

【体制加算】				
夜勤職員配置加算Ⅰ	130	1日につき	22時～翌5時を夜勤時間帯とし、含む連続16時間で夜勤者配置基準数より1名以上配置していること。	
看護体制加算Ⅰ	40	1日につき	常勤の看護師を1名以上配置していること。	
看護体制加算Ⅱ	80	1日につき	①看護職員を入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。 ②看護職員により24時間の連絡体制を確保していること。	
サービス提供強化加算Ⅰ	220	1日につき	介護福祉士が介護職員数の80%以上配置されていること 又は 勤続年数が10年以上かつ介護福祉士が介護職員数の35%以上配置されていること。	
サービス提供強化加算Ⅱ	180	1日につき	介護福祉士が介護職員数の60%以上配置されていること。	
サービス提供強化加算Ⅲ	60	1日につき	介護福祉士が介護職員数の50%以上配置されていること。 又は、常勤職員75%以上配置されていること。 又は、勤続7年以上の職員が30%以上配置されていること。	
緊急短期入所受入加算	900	1日につき	※1	

別添 1

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	1月につき	上記の料金総額（基本サービス費＋各加算）に左記%をかけた金額を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	6.0%	1月につき	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	3.3%	1月につき	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%	1月につき	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	2.3%	1月につき	

※施設が体制を整えた時に加算されるもの。月々により加算内容が変更になる場合有り

※サービス提供体制強化加算については、ⅠからⅢのうちどれか一つの加算となる

※実際の負担額は、介護保険告知上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする

【食費・居住費】

【単位：円】日額

項目	食費	個室	多床室
標準負担額	1,445	1,171	855
第1段階	300	320	0
第2段階	600	420	370
第3段階①	1,000	820	370
第3段階②	1,300	820	370

食費	朝食	昼食	夕食
	303	608	534

※ご利用者の収入状況等により料金が異なるもの

介護保険外利用料（全額自己負担）

項目	単位：円		備考
おやつ代	100	／日	お茶以外の飲み物代及び選択おやつ代 （経管栄養の方は除く）
その他	実費		利用者が希望・必要とする物

※1

緊急短期入所受入加算	900	1日につき	<p>介護を行う者が疾病にかかっていることそのたやむを得ない理由により、介護をうけることができない者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていないこと。 ・ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の利用を認めていること。 ・ 緊急利用のために確保した利用定員の100分の5に相当する空床（緊急用空床）以外の利用ができない場合にあって、緊急用空床を利用すること。 ・ 緊急短期入所受入加算は利用を開始した日から起算して原則7日間を限度とする。 ・ 緊急短期入所受入加算は100分の5の緊急確保枠を利用する場合に算定可能とし、100分の5の緊急確保枠以外の空床利用者は、当該加算を算定することができない。 <p>介護を行う者が疾病にかかっていることそのたやむを得ない理由により、介護をうけることができない者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていないこと。 ・ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の利用を認めていること。 ・ 緊急利用のために確保した利用定員の100分の5に相当する空床（緊急用空床）以外の利用ができない場合にあって、緊急用空床を利用すること。 ・ 緊急短期入所受入加算は利用を開始した日から起算して原則7日間を限度とする。 ・ 緊急短期入所受入加算は100分の5の緊急確保枠を利用する場合に算定可能とし、100分の5の緊急確保枠以外の空床利用者は、当該加算を算定することができない。
------------	-----	-------	---